

日本一の果樹産地づくり事業実施基準

日本一の果樹産地づくり事業補助金交付要綱（平成31年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 果樹産地強化計画の認定基準

- (1) 生産・流通・販売の現状と課題、産地強化の方針、産地強化の目標（5年後）及び目標を実現するための具体的方策が示されていること。
- (2) 果樹産地強化計画の内容が県計画（日本一の果樹産地づくり戦略（戦略品種の早期産地化、輸出の促進、生産対策の強化）、県長期総合計画、県果樹農業振興計画等）と整合していること。

2 全体計画承認及び補助事業における採択基準等

- (1) 果樹産地強化計画において、対象品目及び目標実現のための具体的方策が定められていること。
- (2) 全体計画は2年を限度とし、果樹産地強化計画と整合していること。
- (3) 戦略品種の早期産地化又は輸出の促進に関する取組を含む事業計画については、優先採択するものとする。
- (4) 事業実施主体が構成員に施設、機械等のリース・レンタルをする場合は、以下の基準を満たしていること。
 - ア リース料等については、事業実施主体の負担など内訳を明確にすること。
 - イ 管理と貸付の規程（リース料等の取り決め、借り手の選定等）を制定すること。
- (5) 事業対象は、1園地地続きの2アール以上とし、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）に規定される果樹経営支援対策事業の対象となるものは、本事業の対象外とする。
- (6) 1施設当たりの事業費が5,000万円（税抜き）以上の場合は、補助対象外とする。
- (7) ハウスの高度化とは、標準的なハウスの耐風性や耐暑性を高めたハウス、又は、ダブルアーチハウスや空気膜ハウス等省エネ性を高めたハウスであり、以下のこととする。
 - ア 耐風性を高めたハウス（以下「耐風性ハウス」という）とは、柱等に鉄骨を使用した補強型ハウス、又は使用するパイプ径を25.4mmより太くするなどの強化を施した農業用ハウスとする。
 - イ 耐暑性を高めたハウス（以下「耐暑性ハウス」）とは、屋根面の全面開放を可能とするフルオープンハウスとする。
 - ウ ダブルアーチハウスとは、以下のすべてを満たすものとする。
 - ① 耐風性を高めるため、ハウス本体にダブルアーチ構造を有すること。
 - ② 不織布などの多層構造資材の内張を設置した高い断熱性を有すること。
 - エ 空気膜ハウスとは、フィルムを二重構造とし、二層間へブロワーなどで空気を送り込み、空気の断熱層を形成し保温性を高める構造を有するものとする。
 - オ 既存施設の有効利用、事業費の低減等の観点から、耐風性や耐暑性などの向上のために既設のパイプハウスの補強を行う整備も本事業の対象とする。

3 補助事業の内容及び補助対象経費

対策区分	取組内容	補助対象となる経費、事業実施に当たっての留意事項	
戦略品種の早期産地化	戦略品種への改植・高接	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：苗木、穂木、土壌改良資材、作業用機械レンタル費（油圧ショベル等） 以下の戦略品種に限る。 みかん：YN26、ゆら早生、田口早生、きゅうきかき：紀州てまり もも：さくひめ、つきあかり うめ：NK14、橙高、露茜、翠香 連続定植とし、樹間植栽は補助対象外とする。 	
	新技術・新機器		<ul style="list-style-type: none"> 試験研究機関等で成果が確認され、産地への導入が進んでいないものに限る。
	ソーラー揚水システム	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：ソーラー揚水システムの導入にかかる資材費及び請負工事費等（システムに付帯するポリエチレン製ヘッドタンク等を含む） 「マルドリ方式のためのソーラーポンプシステムマニュアル（農研機構／H27年2月）」に準拠した設備に限る。 コンクリート槽等工事を伴うもの及び水源確保に関するものは補助対象外とする。 	
	作業補助器具	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：農業用アシストスーツ、農業用ドローンの導入に係る機材費等 構成員にリース又はレンタルする場合も補助対象とする。 	
	もも・うめの連作障害対策資材	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：エタノール、被覆用ビニール、区画用波板、木質系活性炭等 受益者が初めて取り組む場合に限る。 	
	鮮度保持資材	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：鮮度保持剤、鮮度保持フィルム等 受益者が初めて取り組む場合に限る 	
	風呂敷摘果資材	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：樹冠被覆用シート、シート固定用紐等 受益者が初めて取り組む場合に限る。 	
	うめの摘心処理機材	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：電動バリカン、発動機 構成員にリース又はレンタルする場合に限る。 	
小規模園地整備		<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：園内道、階段畑の平坦化及び排水性向上等簡易な工事（U字溝の設置を含む）に要する資材費、作業用機械レンタル費（油圧ショベル等）及び請負工事費、スプリンクラー導入に要する資材費及び請負工事費 擁護壁等の構造物は補助対象外とする。 客土は、高畝栽培等の根域層の改善を目的とした小 	

		<p>規模なもののみ補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラーは園地整備を伴う場合に限り、コンクリート槽等工事を伴うもの及び水源確保に関するものは補助対象外とする。
高品質化 につながる 機械施設 整備	防蛾灯	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費：防蛾灯（黄色灯は除く）の導入に係る資材費及び請負工事費 ・受電施設の整備費は補助対象外とする。
	マルチ・節水型かん水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費：マルチ（透湿性シート）、節水型かん水システムの導入に係る資材費及び請負工事費等（節水型かん水システムに付随する電磁弁、液肥混入機等を含む） ・コンクリート槽等工事を伴うもの及び水源確保に関するものは補助対象外とする。
	土壌改良資材	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費：保湿性向上のための土壌改良資材 ・うめ生育不良園に限る。
	完熟栽培用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費：完熟栽培用の樹体被覆資材、果実被覆資材、携帯型糖度センサー ・受益者が初めて取り組む場合に限る。 ・携帯型糖度センサーは構成員にリース又はレンタルする場合も補助対象とする。
	ハウスの高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費：ハウス本体（付帯設備を含む）、循環送風機、多重カーテン、ヒートポンプ、廃熱回収機、放熱フィン等、省エネ化や高品質化につながる資機材の整備に係る資材費及び施工費 ・ハウス本体に係る資材費と施工費の補助上限額は次のとおりとする。 耐風性ハウス：93万円/a（税抜） 耐暑性ハウス：67万円/a（税抜） ダブルアーチハウス：123万円/a（税抜） 空気膜ハウス：43万円/a（税抜） ・既存ハウスの撤去・処分費、農業用水の配管及び受電施設の整備費は補助対象外とする。 ・ハウスの高度化に取り組む場合は、当該ハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への加入に努めるものとする。
輸出の促進	輸出専用産地づくりに向けた改植・高接	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費：苗木、穂木、土壌改良資材、作業用機械レンタル費（油圧ショベル等） ・輸出用園地及びその隣接園地の改植・高接に限る。 ・隣接園地では、輸出用園地での生産の妨げにならない品目・品種への改植・高接に限る。 ・連続定植とし、樹間植栽は補助対象外とする。

	防風ネット	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：防風ネットの導入に係る資材費及び請負工事費 輸出用園地への導入に限る。 	
	輸出検疫対応施設、冷蔵・冷凍施設などの流通施設	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：選果、検疫対応、冷凍・冷蔵施設など輸出に対応するための集出荷施設及び機材 果樹産地強化計画において輸出の促進目標を定めた品目に係る取組であること。 受電施設の整備費は補助対象外とする 	
生産対策の強化	新技術・新機器	ソーラー揚水システム ----- 作業補助器具 ----- もも・うめの連作障害対策資材 ----- 鮮度保持資材 ----- 風呂敷摘果資材 ----- うめの摘心処理機材	前記と同じ
	小規模園地整備		前記と同じ
	高品質化につながる機械施設整備	防蛾灯	前記と同じ
		マルチ・節水型かん水施設	
		土壌改良資材	
		完熟栽培用資機材	
ハウスの高度化			
地域新品目	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：苗木、土壌改良資材、作業用機械レンタル費（油圧ショベル等）、果樹棚、雨よけハウス等 連続定植とし、樹間植栽は補助対象外とする。 		
集出荷貯蔵施設などの流通施設	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：予冷・保冷库、光センサー選果機など完熟果流通・流通コスト低減等のための集出荷施設及び機材 受電施設の整備費は補助対象外とする。 		
推進事業	機能性などの調査研究PR、実証ほの設置、栽培技術研修会の開催、栽培方法の統一、新出荷基準の作成、戦略品種や輸出など新商品づくり及び販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：事業実施主体が要綱別表に規定する取組を行ううえで必要となる報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、原材料費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費 事業実施主体の経常的な運営に関する事務費（家賃、電気代、電話代、ファクシミリ使用料等）は、補助対象外とする。 戦略品種や輸出などの新商品づくり及び販路開拓を実施する場合は、新商品開発会議（県、市町村、流通、販売関係者等が参画）における事業計画及び対 	

	象経費の決定を必須とし、決定事項に沿った進行管理を行うこと。
--	--------------------------------

4 事業計画及び実績に添付する書類

(1) 事業の交付申請関係

要綱第9の規定に基づく交付申請書（県補助金等交付規則別記第1号様式）に総括表（別紙第1号様式）並びに明細書（別紙第2～3号様式）を添付すること。

(2) 事業実績報告関係

要綱第16の規定に基づく実績報告書（県補助金等交付規則別記第2号様式）に総括表（別紙第1号様式）及び明細書（別紙第2～3号様式）を添付すること。

附 則

この実施基準は、平成31年度の補助金から適用する。